

令和元年8月29日提出

令和元年9月市議会定例会議案

木更津市

令和元年 9 月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第 75 号	木更津市名誉市民の推挙について	総務部	1
議案第 76 号	令和元年度木更津市一般会計補正予算（第 4 号）	財務部	別冊
議案第 77 号	令和元年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	市民部	別冊
議案第 78 号	令和元年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	福祉部	別冊
議案第 79 号	令和元年度木更津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	都市整備部	別冊
議案第 80 号	平成 30 年度木更津市歳入歳出決算の認定について	財務部	2
議案第 81 号	木更津市教育委員会委員の任命について	総務部	3
議案第 82 号	木更津市公平委員会委員の選任について	総務部	4
議案第 83 号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務部	5
議案第 84 号	木更津市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	都市整備部	21
議案第 85 号	職員の給与に関する条例及び木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	24
議案第 86 号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	26
議案第 87 号	木更津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	30
議案第 88 号	木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	環境部	32
議案第 89 号	木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	経済部	34

議案第 9 0 号	平成 3 0 年度木更津市水道事業決算の認定について	企 画 部	3 5
-----------	----------------------------	-------	-----

議案第75号

木更津市名誉市民の推挙について

木更津市名誉市民に次の者を推挙したいので、木更津市名誉市民条例（昭和37年木更津市条例第30号）第2条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	水 越 勇 雄	

令和元年8月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

本市に対して特別功績顕著であり、その功績をたたえるため名誉市民に推挙しようとするものである。

議案第 80 号

平成 30 年度木更津市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度木更津市歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

平成 30 年度木更津市歳入歳出決算

- 1 木更津市一般会計歳入歳出決算
- 2 木更津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 木更津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4 木更津市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 木更津市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 6 木更津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

附属書類

- 1 平成 30 年度各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 2 平成 30 年度各会計実質収支に関する調書
- 3 財産に関する調書
- 4 平成 30 年度決算に係る主要施策成果説明書
- 5 平成 30 年度基金運用状況調書

提案理由

平成 30 年度木更津市歳入歳出決算の認定を受けようとするものである。

議案第 81 号

木更津市教育委員会委員の任命について

木更津市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	大 野 美 鈴	

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会委員吉田一雄氏の任期満了に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

議案第 8 2 号

木更津市公平委員会委員の選任について

木更津市公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	露 崎 和 夫	

令和元年 8 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市公平委員会委員露崎和夫氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第 83 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の「給与」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び夜間勤務手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第 3 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号。以下「給与条例」という。）第 7 条の 2 の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第 1 に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定による基準に従い任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第7条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条、第4条又は第5条の規定による週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当の月額は、給料の月額に100分の5を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当及び特殊勤務手当)

第9条 給与条例第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第10条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第11条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「おいて、正規の勤務時間」とあるのは、「おいて、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第12条 給与条例第16条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第16条第1項の勤務は、第10条の規定により準用する給与条例第14条第1項、前条の規定により準用する給与条例第15条及び第14条の規定

により準用する給与条例第19条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条の3の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。

2 前項に掲げるほか、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して期末手当を支給することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第14条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数計算)

第15条 第17条の勤務1時間当たりの給与額並びに第10条の規定により準用する給与条例第14条、第11条の規定により準用する給与条例第15条及び前条の規定により準用する給与条例第19条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当並びに夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 第10条の規定により準用する給与条例第14条、第11条の規定により準用する給与条例第15条及び第14条の規定により準用する給与条例第19条の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから市長が別に定める勤務時間を減じて得た数で除して得た額とする。

2 次条の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）

(代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該祝日法による休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)若しくは12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき前条第2項の勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識及び技術並びに職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 給与条例第12条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条の勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条の勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）について、勤務1時間につき、第26条の勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間について、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条の勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号

に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時まで
の間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報
酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務するこ
とを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間
について、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条の勤務1時間当たりの報酬
額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて
得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤
務時間中に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこと
とされたパートタイム会計年度任用職員の、その祝日法による休日等及び年末年始の休日等の
勤務については、休日勤務に係る報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命
ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間について、夜間勤務に
係る報酬を支給する。

2 前項の夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条の勤務1時間当たりの報酬
額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算）

第23条 第27条の勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1
時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じた
ときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるも
のとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第24条 給与条例第18条第1項、第2項、第4項及び第6項、第18条の2並びに第18条

の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給しない。
- 3 前2項に掲げるほか、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して期末手当を支給することができる。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第25条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、報酬の支給日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつてはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては翌月21日とする。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までの勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから市長が別に定める勤務時間を減じて得た数で除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第4項の規定により計算して得た額

2 次条の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合又はその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支

給要件に該当するときは、その通勤に係る費用を費用弁償として支給する。

- 2 前項に規定する費用弁償の額は、給与条例第11条第2項の規定の例による。この場合において、同項中「月の1日からその月の末日までの期間」とあるのは、「勤務した日」とし、同項第2号中「24,500円の範囲内で規則で定める額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「24,500円の範囲内で規則で定める額を21で除して得た日額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を費用弁償として支給する。

- 2 前項に規定する費用弁償の額は、木更津市職員等の旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第11号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表における1級に相当するものとする。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 2 木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年木更津市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和25年法律第261号）」を「（昭和25年法律第261号。第3条において「法」という。）」に改める。

第3条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第号）第19条から第22条までの報酬を除く。））」を加える。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第4項中「日額又は半日額」を「日額」に、「日又は半日」を「日」に改め、同条第7項第3号中「日額又は半日額」を「日額」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1及び別表第2中「第5条第3項」を「第4条第3項」に改める。

別表第3中「第5条第3項」を「第4条第3項」に改め、同表公民館管理人の項、清見台公民館・コミュニティーセンター附属体育館管理人の項、身体障害者福祉センター嘱託医の項から身体障害者福祉センター機能回復訓練補助員の項まで、市政協力員の項及び出張所・連絡所業務嘱託員の項から火葬場整備運営事業者選定委員会委員の項までを削る。

別表第4中「第5条第3項」を「第4条第3項」に改め、同表社会教育指導員の項から介護相談員の項までを削る。

別表第5中「（第5条第3項第1号）」を「（第4条第3項第1号）」に改める。

（木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「木更津市一般職の臨時職員等の任用及び勤務条件に関する規則（平成14年木更津市規則第11号。以下「臨時職員等規則」という。）第2条第2号に規定する非常勤職員」を「木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第 号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第2条の3第2号中「臨時職員等規則第9条第2項第1号」を「木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）に基づく特別休暇（職員の出産の特別休暇に限る。）」に改める。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）」を加える。

第11条中「木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第20条第2項中「木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年木更津

市規則第26号)第15条第7号の規定による特別休暇又は同規則第16条の3第2項」を「労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2」に、「当該特別休暇」を「当該育児時間」に改め、同条第3項中「臨時職員等規則第9条第2項第2号の規定による特別休暇を承認されている」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない」に、「当該特別休暇を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

(木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年木更津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時的任用職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「一般職に属する臨時的任用職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

- 6 木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年木更津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 7 木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年木更津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

別表第1(第4条)

ア 行政職給料表

(単位:円)

職務 の級	1級	2級
----------	----	----

号給	給料月額	給料月額
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200

29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000

58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	
71	233,700	
72	234,500	
73	235,300	
74	236,000	
75	236,700	
76	237,300	

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級
	給料月額	給料月額
号給		
1	317,100	364,200
2	319,300	365,500
3	321,400	366,400
4	323,300	367,500

5	3 2 5, 3 0 0	3 6 8, 6 0 0
6	3 2 7, 3 0 0	3 6 9, 8 0 0
7	3 2 9, 3 0 0	3 7 1, 0 0 0
8	3 3 1, 0 0 0	3 7 2, 2 0 0
9	3 3 3, 1 0 0	3 7 3, 4 0 0

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
号給		
1	3 7 3, 4 0 0	4 1 4, 3 0 0
2	3 7 4, 6 0 0	4 1 6, 1 0 0
3	3 7 5, 8 0 0	4 1 7, 6 0 0
4	3 7 7, 0 0 0	4 1 9, 1 0 0
5	3 7 8, 2 0 0	4 2 0, 7 0 0

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級
	給料月額
号給	
1	3 6 8, 6 0 0
2	3 6 9, 8 0 0
3	3 7 1, 0 0 0
4	3 7 2, 2 0 0
5	3 7 3, 4 0 0

別表第2 (第5条第1項)

ア 行政職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

イ 発達相談員等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

ウ 外国語指導助手等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

エ 市税等徴収指導員等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 84 号

木更津市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

木更津市下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。第 3 条において「政令」という。）の規定に基づき、木更津市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第 2 条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び政令第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の事業計画に基づき実施するものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1件100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(木更津市公共下水道事業特別会計条例の廃止)

2 木更津市公共下水道事業特別会計条例（昭和49年木更津市条例第6号）は、廃止する。

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の規定に基づき、木更津市下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 85 号

職員の給与に関する条例及び木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例及び木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例及び木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第 8 条 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

第 18 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 18 条の 2 第 2 号中「（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

第 18 条の 4 第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削り、同条第 4 項中「同項」を「同条第 5 項」に改める。

(木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 30 年木更津市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

6 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 2 項の規定の適

用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例のうち、第1条中職員の給与に関する条例第18条第1項及び第4項、第18条の2第2号並びに第18条の4第1項及び第2項第1号の改正規定並びに第2条中木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第6条第1項の改正規定は令和元年12月14日から、第1条中職員の給与に関する条例第8条の改正規定及び第2条中木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第4条に1項を加える改正規定は令和2年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行等に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 86 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 31 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

		(3) 複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 3 号の複合建築物をいう。）非住宅部分について(1)により算定した額に、住宅部分について(2)により算定した額を加えた額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請 1 件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

を

		<p>(3) 複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第3号の複合建築物をいう。）非住宅部分について(1)により算定した額に、住宅部分について(2)により算定した額を加えた額</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに(1)から(3)までにより算定した額を合計した額</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による</p>

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額

(2) (1)以外の場合 変更認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 87 号

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例

木更津市印鑑条例（昭和 47 年木更津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「基づき」の次に「本市が備える」を加える。

第 4 条第 1 号中「、名若しくは通称」を「、名、旧氏」に、「第 30 条の 26 第 1 項」を「第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第 30 条の 16 第 1 項）に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「備考欄に記録」を「備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」に改め、同条第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 1 項第 4 号中「氏名（）」を「氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、）」に改める。

第 11 条第 5 号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間における、この条例による改正後の木更津市印鑑条例第 12 条の規定の適用については、同条中「第 6 条第 1 項第 4 号」とあるのは、「第 6 条第 1 項第 4 号（木更津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 23 年木更津市条例第 19 号）第 2 条に規定する多機能端末機により交付する場合にあつては、氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされているときの当該旧氏を除く。）」とする。

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 88 号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 使用申請者が、焼骨を所持しているとき（墓地に埋蔵されている、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めている焼骨を含む。）。

第 15 条第 3 項ただし書を削り、同項第 1 号中「とき」の次に「（死亡したときから 3 年以内に第 1 項の規定による使用権の承継を届け出た場合を除く。）」を加える。

第 25 条第 1 項第 1 号ア中「あること」を「あり、当該焼骨が次条第 1 項の許可の申請以前に墓地（一般墓地を除く。）に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものであること」に改め、同号イ中「にあること」を「にあり、許可を受けようとする者以外の者の年齢が 65 歳以上であること」に改め、同項第 2 号中「前号ア」を「第 1 号ア」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 焼骨（生前に本市に引続き 2 年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨であつて、次条第 1 項の許可の申請以前に墓地に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものに限る。）を所持している者で、合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの。

第 27 条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 24 条第 2 号に掲げる方法によるとき。

(2) 使用申請者が、墓地に埋蔵されていない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めていない焼骨を所持しているとき。

(3) その他市長が特別の事由により使用させる必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用者が既に死亡している場合における、この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第15条第3項第1号の規定の適用については、同号中「死亡したときから」とあるのは、「令和元年10月1日から」と読み替えるものとする。

3 この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の規定（第15条第3項の改正規定を除く。）は、施行日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

提案理由

使用申請者が焼骨を所持しているときに一般墓地及び合葬式墓地の随時の受付を可能とし、承継の手続きの推進を図るため一般墓地の使用権の承継の期間を定めることとし、合葬式墓地の使用者の資格に生前に市民であった者の焼骨を所持している者を追加するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 89 号

木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例

木更津市漁港管理条例（昭和 59 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「21 円 60 銭」を「22 円」に、「43 円 20 銭」を「44 円」に、「3 円 24 銭」を「3 円 30 銭」に、「54 円」を「55 円」に改める。

別表第 2 中「200 円」を「230 円」に、「140 円」を「160 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木更津市漁港管理条例第 13 条第 1 項の規定による使用料及び第 14 条第 1 項の規定による土砂採取料（以下この項において「使用料等」という。）の額は、この条例の施行の日以後に納付する使用料等について適用し、同日前に納付された使用料等については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引き上げ分の負担転嫁等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第90号

平成30年度木更津市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度木更津市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

決算書類

- 1 決算報告書
- 2 損益計算書
- 3 剰余金計算書
- 4 剰余金処分計算書
- 5 貸借対照表

提案理由

平成30年度木更津市水道事業決算の認定を受けようとするものである。